

# 刑事司法の実践〔上級編〕Ⅱ

知的障害のある犯罪行為者への  
支援を学ぶ研修会2022〈基礎研修会〉上級編

森久智江（立命館大学）



本講義のメニュー。

I 近時の刑事司法・少年司法制度改革の動向  
とその意味

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）での影  
響とその対応 📍 イマココ！

III 捜査・公判段階及び社会内処遇段階（出所・出  
院後、保護観察中など）での影響とその対応



# 2021年少年法改正の内容

## 18・19歳の人(=特定少年)への少年法の対応として

- ◆ぐ(虞)犯規定は対象外
- ◆原則逆送(=大人と同じ刑事裁判を受ける)の対象範囲が拡大  
= 刑罰を科される対象者が増える
- ◆逆送され、起訴されると実名報道
- ◆保護処分は、少年院送致(3年以下)、保護観察(2年間。遵守事項違反の場合には少年院に收容することが可能)、保護観察(6ヶ月)
- ◆処分の選択基準は、犯罪行為の軽重が中心に

⇐少年法改正と刑法・更生保護法改正の関連は？



同じ矯正施設でも...

刑務所と全く異なる少年院や少年鑑別所

少年院や少年鑑別所...あくまで少年法の理念のもと、  
少年の保護を行うことを目的とした教育施設

## ■ 専門官制

少年鑑別所(審判前)...鑑別技官、法務教官

少年院(保護処分)...法務教官

←改正法の枠組みは、「特定少年」に対しても、家庭裁判所への全件送致による手続にくわえ、これらの施設での資質鑑別や保護処分の必要性が認識された結果



# 少年法の目的： 少年の健全な育成 (少年法1条)



保護主義＋国家が親の代わりに少年を保護  
するという考え方(国親思想(パレンス・パトリ  
エ))

∴保護処分を行うには...

非行事実＋要保護性

←両方があって始めて保護処分が可能だが、  
健全育成のために「ぐ犯少年」も少年法の対  
象に



# なぜ家裁での手続にこだわるのか？ — 家庭裁判所調査官と「科学主義」

家庭裁判所調査官とは...事件以前の少年自身のことや、少年の家庭や人間関係、抱えている様々な問題等、要保護性を明らかにし、その解消のために必要なさまざまな調査を人間諸科学(「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識(少年法9条)」)の観点から行う。

＝調査官は少年との信頼関係を築いて調査を行う、「科学主義」の担い手

←通常刑事裁判ではわからない、「なぜ少年が非行行為に陥っているのか」、「これからどうすれば非行行為をしなくていい生活ができるのか」を検討するための材料を提供

☞少年に対する福祉を、司法を契機としてどのように保障していくのか、ということが重要！



## 家庭裁判所での 少年審判の配置



裁判官と少年のコミュニケーションを軸に...

+ 保護者などの少年に近い人が関与し、

+ 家裁調査官・付添人が補佐する

←このような場としてふさわしい配置になっている

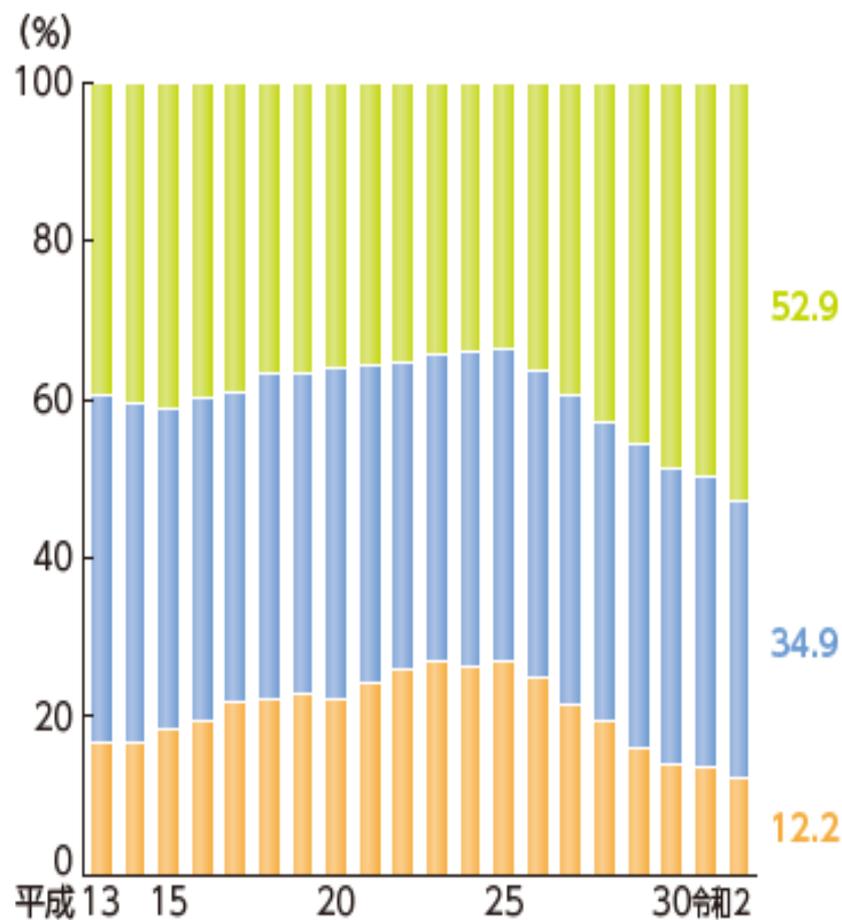


3-2-3-2 図

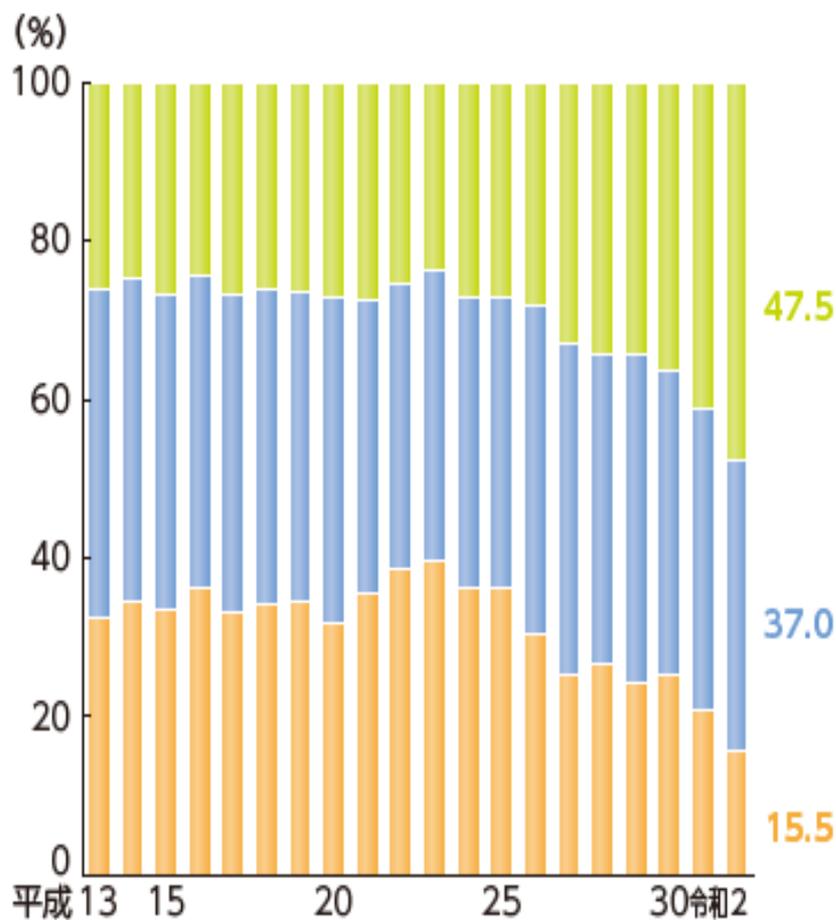
少年鑑別所被収容者の年齢層別構成比の推移（男女別）

（平成13年～令和2年）

① 男子



② 女子



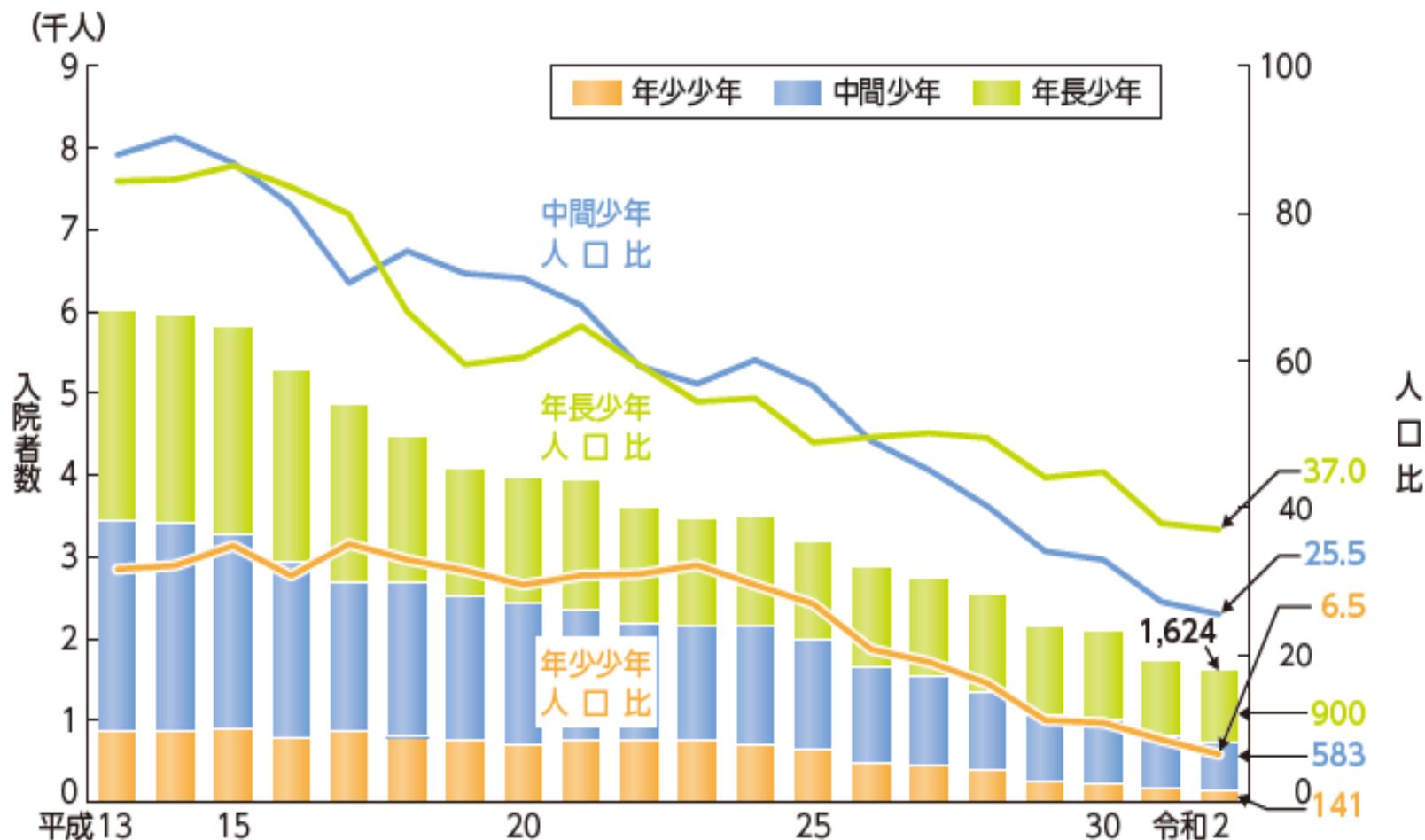
年少少年 中間少年 年長少年



### 3-2-4-2図

## 少年院入院者の人員・人口比の推移（年齢層別）

（平成13年～令和2年）



- 注 1 矯正統計年報及び総務省統計局の人口資料による。  
 2 入院時の年齢による。ただし、「年少少年」は14歳未満の者を含み、「年長少年」は入院時に20歳に達している者を含む。  
 3 「人口比」は、各年齢層10万人当たりの少年院入院者の人員である。ただし、令和2年の人口比は、元年10月1日現在の人口を使用して算出した。

## しかし...「特定少年」については、 「原則逆送」対象が拡大

...大人と同じ刑事裁判を受けて、刑事処分(刑罰)を受け  
ける可能性も高い(18歳以上の少年のとき犯した死刑、  
無期又は短期(法定刑の下限)1年以上の懲役・禁錮  
に当たる罪の事件が対象)

cf. タナカさんの場合...強制わいせつも逆送対象に

←結局、少年法上の保護処分ではなく、刑務所におけ  
る拘禁刑を受ける可能性



## 2022年刑法改正の内容(侮辱罪法定刑引き上げを除く)

### 拘禁刑(×懲役・禁錮)の創設(115年ぶり!)

- ◆有期拘禁刑は1ヶ月以上～20年(加重時は30年)
- ◆拘禁刑を受けると刑事施設に拘置される
- ◆拘禁刑においては「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。」
- ◆施行は2025年～

### 刑の再度執行猶予の拡大

- ◆執行猶予中の再犯に対する2年以下の拘禁刑に再度執行猶予が可能(1年以下の懲役・禁錮から拡大)
- ◆保護観察付執行猶予中の再犯に対しても再度執行猶予が可能(現行法は不可)



たとえば...タナカさんの場合

障がい福祉  
サービス

性犯罪処遇  
プログラム等の  
改善指導

簡易な作業

タナカ  
さん



拘禁刑における「改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」とは？

■旧法における懲役刑における(刑務)作業よりも、幅広いものが刑罰の内容として含まれうる(=強制的に行うことになりかねない)

cf. 教育、職業訓練、福祉的支援など

←「改善更生」のために必要とされれば、相当幅広いものが含まれる可能性

⇔自由刑を、できる限り拘禁のみに限定しようとする世界標準の考え方(=自由刑の純化)とは矛盾する



「改善更生」や「社会復帰」、さらには「再犯防止」を果たすことが刑罰執行そのものになってしまうと...

■本人にとっての「刑罰」...その義務の範囲や内容が相当広く・重くなる可能性

＝刑務所職員にとっての「刑罰」執行...その義務の範囲や内容が広く・重くなる可能性

∴(刑事施設への拘置の期間が終了しても)「再犯防止」が果たされることまでが「刑罰」?



# 日本の刑務所の特徴

## —「日本型行刑」を思い出してみましよう

### ■「日本型行刑」

...受刑者のすべての権利や自由を剥奪・制限することを前提に、刑務所職員の裁量で恩恵的に便宜を提供することで、疑似的信頼関係と家父長的依存関係を作り上げ、受刑者を管理する構造。

←その基本要素としての...

- 「担当制」
- 施設長の広範な裁量
- 厳格な規律秩序の維持

＝権利義務関係による規律とは対極



ちょっと難しいので...  
それで何がどうなるのかというと。

- ①私的領域の少ない集団生活
- ②他律的・受動的な生活
- ③規律づくめの絶え間ない監視下での生活
- ④極度の不自由・欲求不満に満ちた生活
- ⑤一般社会から隔絶された特殊な社会における生活

担当さん！  
オヤジ！  
先生！



➡ ②③はむしろハマって抜け出せない人も？  
いずれにせよ、およそ自律性や自立生活に繋がる生活ではない。(=社会復帰時に影響大！)





そもそも、現状の日本の  
刑務所で

「改善更生を図るため」、  
「必要な作業」  
「必要な指導」を

拡大するとどうなる...？



## ①私的領域の少ない集団生活

...より様々な作業・指導を管理的に実施

## ②他律的・受動的な生活

...×本人が必要、○本人に必要と考えられるものを強制

## ③規律づくめの絶え間ない監視下での生活

...確実な実施のための規律の強化

## ④極度の不自由・欲求不満に満ちた生活

...本人のストレスの増大

## ⑤一般社会から隔絶された特殊な社会における生活

...他者との関係性の中での自主性・自律性の確立は遠い

☞ 対人援助職もその管理的実施体制に組み込まれる可能性



改めて、ここで生じる疑問。

- 「再犯防止」って...  
どうなったら「達成」したと言えるの？
- そもそも...  
他人が目指して、「達成」させられるものなの？
- もしそうでないとなれば...  
「再犯防止」に近づくために、  
何をどうすることが必要なの？



• 「再犯防止」って...

どうなったら「達成」したと言えるの？

→少なくとも、刑事施設内では終結しないもの

• そもそも...

他人が目指して、「達成」させられるものなの？

→ということは、社会内でこそ本人自ら「今日も犯罪をしていない状態」継続できることが必要

☞ただ、「犯罪をしない」ことに意識を向けるほど、「犯罪」へと意識が向くジレンマ

• もしそうでないとすれば...

「再犯防止」に近づくために、何をどうすることが必要なの？

→本人自ら、結果的にその「状態」に至っているには？

